

修正案	原案
<p>東京都営住宅条例</p> <p style="text-align: right;">平成九年十月十六日 条例第七十七号</p> <p>目次（原案のとおり）</p> <p>第一条から第四条まで（原案のとおり）</p> <p style="padding-left: 2em;">第二章（原案のとおり）</p> <p style="padding-left: 4em;">第一節（原案のとおり）</p> <p>第五条から第三十九条まで（原案のとおり）</p> <p style="padding-left: 2em;">（定期使用許可）</p> <p>第三十九条の二 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、十年を超えない範囲内においてあらかじめ規則で定める期間に限って一般都営住宅の使用を許可することができる。ただし、第一号に該当する場合に限り、当該許可に係る使用期間の終期を、使用者又は配偶者の子で、規則で定める者のうち最も年少のものが十八歳に達する日の属する年度の翌年度の六月三十日（以下この条において「当該日」という。）が、当該許可の日から十年を経過した日以後に到来する場合は当該日までとすることができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">一から三まで（原案のとおり）</p> <p style="padding-left: 2em;">2から10まで（原案のとおり）</p> <p>第四十条から第百三条まで（原案のとおり）</p> <p style="padding-left: 2em;">附則</p> <p style="padding-left: 4em;">1から3まで（原案のとおり）</p> <p style="padding-left: 2em;">（定期使用許可に係る経過措置）</p> <p>4 施行日前にこの条例による改正前の東京都営住宅条例（以下「旧条例」という。）第三十九条の二第一項の規定による定期使用許可（同項第一号に該当する</p>	<p>東京都営住宅条例</p> <p style="text-align: right;">平成九年十月十六日 条例第七十七号</p> <p>目次（略）</p> <p>第一条から第四条まで（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">第二章（略）</p> <p style="padding-left: 4em;">第一節（略）</p> <p>第五条から第三十九条まで（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">（定期使用許可）</p> <p>第三十九条の二 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、十年を超えない範囲内においてあらかじめ規則で定める期間に限って一般都営住宅の使用を許可することができる。ただし、第一号に該当する場合に限り、当該許可に係る使用期間の終期を、使用者又は配偶者の子で、規則で定める者のうち最も年少のものが十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日（以下この条において「当該日」という。）が、当該許可の日から十年を経過した日以後に到来する場合は当該日までとすることができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">一から三まで（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">2から10まで（略）</p> <p>第四十条から第百三条まで（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">附則</p> <p style="padding-left: 4em;">1から3まで（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">（定期使用許可に係る経過措置）</p> <p>4 施行日前にこの条例による改正前の東京都営住宅条例（以下「旧条例」という。）第三十九条の二第一項の規定による定期使用許可（同項第一号に該当する</p>

場合に限る。)を受けた使用者であつて、かつ、施行日において当該定期使用許可の日から十年を経過した日(以下「期間満了日」という。)が到来していないものについては、当該定期使用許可に係る使用期間の終期を、新条例第三十九条の二第一項ただし書に規定する規則で定める者のうち最も年少のものが十八歳に達する日の属する年度の翌年度の六月三十日(以下「当該日」という。)が、期間満了日以後に到来する場合は当該日までとすることができる。この場合において、旧条例第三十九条の二第一項の規定による定期使用許可は、新条例第三十九条の二第一項の規定による定期使用許可とみなして新条例の規定(第十一条第二項を除く。)を適用する。

場合に限る。)を受けた使用者であつて、かつ、施行日において当該定期使用許可の日から十年を経過した日(以下「期間満了日」という。)が到来していないものについては、当該定期使用許可に係る使用期間の終期を、新条例第三十九条の二第一項ただし書に規定する規則で定める者のうち最も年少のものが十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日(以下「当該日」という。)が、期間満了日以後に到来する場合は当該日までとすることができる。この場合において、旧条例第三十九条の二第一項の規定による定期使用許可は、新条例第三十九条の二第一項の規定による定期使用許可とみなして新条例の規定(第十一条第一項を除く。)を適用する。